

歯周病安定期治療（SPT） 算定要件

	歯周病安定期治療(Ⅰ) (SPT1)	歯周病安定期治療(Ⅱ) (SPT2)
施設基準	不要	かかりつけ歯科医機能強化型診療所
算定要件	歯管または歯在管、特疾管を算定している 一連の歯周基本治療(SC・SRP・P-Cur)等が終了している 4mm以上の歯周ポケットがあり一時的に症状が安定している	
点数	<1~9歯> 200点 <10~19歯> 250点 <20歯以上> 350点	<1~9歯> 380点 <10~19歯> 550点 <20歯以上> 830点
SPTに含まれる処置	P処（特薬の算定は可）、P基処、P咬調、機械的歯面清掃処置（※1） 歯周基本治療（SC、SRP、Pcur） 周術期専門的口腔衛生処置（術口衛）、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	P処（特薬の算定は可）、P基処、P咬調、機械的歯面清掃処置（※1） 歯周基本治療（SC、SRP、PCur）、部分的再評価検査、歯周病検査（※2） 歯周病患者画像活用指導料、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置
治療間隔	3か月に1回	月に1回
	ただし次の(イ)~(ニ)の場合は月に1回 (イ) 歯周外科手術を実施した場合 (ロ) 全身疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合 (ハ) 全身疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合 (二) 侵襲性歯周炎(若年性歯周炎、急速進行性歯周炎又は特殊性歯周炎)の場合 ※ (ロ) (ハ) の場合は主治の医師から文書提供を受けていること	
摘要記載	<1回目> 1回目 (SPT1) <2回目> SPT1又はP重防前回実施年月；%c	<1回目> 1回目 (SPT2) <2回目> SPT2又はP重防前回実施年月；%c
	<SPTⅠの治療間隔が3か月以内の場合はその理由を記載> (イ) 歯周外科手術を実施した場合 (ロ) 全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合 (ハ) 全身的な疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合 (二) 侵襲性歯周炎の場合 SPT1詳細理由；*****	

(※1)「機械的歯面清掃について」 SPT1・2を開始する月において、SPT開始を判断するための歯周病検査実施日より前に行っている場合は算定可能

(※2)「歯周病検査について」 歯周精密検査の翌月に初回SPTを算定する場合は、SPT前月の歯周精密検査は算定可能